

一般社団法人 国際物理オリンピック 2023 記念協会への入会等に関する規則

2018年5月9日理事会決定
2018年5月30日一部変更
2018年6月29日一部変更
2020年7月1日一部変更
2024年7月1日一部変更

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人国際物理オリンピック 2023 記念協会（以下「本法人」という。）定款第5章第43条に基づき、定款第2章会員（第6条～第12条）に規定する本法人の社員、正会員又は賛助会員に関し、必要な事項を定める。

(入社又は入会)

第2条 社員又は正会員、若しくは賛助会員として入会（以下「入会等」という。）を希望する者は、別に定める入会申込書に必要な情報を記載の上、提出する。

(会費)

第3条 正会員の年会費は、個人と団体に区分され、一口の金額は以下の通りとする。

	個人	団体（法人）
正会員	5,000 円	100,000 円

2 賛助会員の年会費は、個人と団体に区分され、一口の金額は以下の通りとする。

	個人	団体（法人）
賛助会員	3,000 円	100,000 円

3 会費は、複数年分の会費を一括納入することができる。

4 特別の事由がある場合、理事会の承認を受けることによって、会費の減免又は後納をすることができる。

(その他)

第4条 社員又は会員は、入会等申込書への記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出る。

第5条 個人情報の取り扱いについては、本法人の理事会において定める規則に準ずる。

附則

1 この規則は、2024年7月1日から施行し、第3条の個人会費については、2026年3月31日まで徴収しないことができるものとする。